

2-17 日本森林学会社会連携委員会内規

(任務)

1. 社会連携委員会（以下、委員会という。）は、森林学の成果を広く社会と共有し、社会が抱える様々な課題の解決に向けた取組を支援するための本学会の窓口となる。

(委員会の構成)

2. 委員会に委員長1名、委員若干名を置く。
3. 委員長は、会長が理事の中から指名する。
4. 委員は、委員長が選任し、理事会に報告して会長がこれを委嘱する。
5. 関連学会あるいはプログラム編成委員会の各部門

委員会の協力を得て、森林学の様々な専門分野を網羅するように委員を選任する。

(開催)

6. 委員会の開催は委員長が行い、審議に当たってはメールの活用を図る。

(改定)

7. この内規の改定は、委員会の承認後、理事会の承認を経て行う。

2014年3月26日制定